

平成27年4月27日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第25号 臨時代理の承認を求ることについて
- 議第26号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案
- 議第27号 草津市立小・中学校校名等選定委員会委員の委嘱につき議決を求ることについて
- 議第28号 草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求ることについて
- 議第29号 草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求ることについて
- 議第30号 (仮称) 老上第二小学校の校名等の選定について草津市立小・中学校校名等選定委員会に対し諮問するにつき議決を求ることについて

議第25号

臨時代理の承認を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成27年4月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

臨時代理の承認を求めるについて

本教育委員会は、草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則ならびに草津市教育委員会公印規則ならびに草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正および所属職員の人事異動を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則ならびに草津市教育委員会公印規則ならびに草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正および所属職員の人事異動について

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則ならびに草津市教育委員会公印規則ならびに草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正および所属職員の人事異動を行うに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

平成27年 3月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則(昭和41年草津市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改める。

第2条第1項を次のように改める。

(組織)

第2条 事務局に次の課等を置く。

教育総務課

開校準備室

生涯学習課

スポーツ保健課

文化財保護課

学校教育課

学校政策推進課

第3条の表中「教育施設整備室」を「開校準備室」に改め、同表生涯学習課の項第14号中「(仮称)草津市立創造館」を「クリアホール」に改め、同表学校教育課の項を次のように改める。

学校教育課	<ul style="list-style-type: none">(1) 学校教育の指導助言および教育課程に関すること。(2) 学校評価に関すること。(3) 学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。(4) 特別支援教育に関すること。(5) 教科書の採択およびその他の教材の取り扱いに関すること。(6) 教育研究資料の調査、作成および出版に関すること。(7) 教育研究所との連絡調整に関すること。(8) 学校における人権教育に関すること。(9) 対象地域内の児童生徒の学力向上および教育文化の振興に関すること。(10) 教育集会所に関すること。(11) 同和教育研究大会に関すること。
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> (12) 県費負担教職員の任免および進退の内申に関するこ と。 (13) 教職員の服務の監督および研修に関するこ と。 (14) 幼稚園および学校の職員の配置異動に関するこ と。 (15) 学校の管理運営および組織編成に関するこ と。 (16) 県費負担教職員に係る職員団体に関するこ と。 (17) 学齢簿の編成保管に関するこ と。 (18) 児童、生徒の就学および転入に関するこ と。 (19) 就学奨励費に関するこ と。 (20) 通学区域の設定および変更に関するこ と。 (21) 児童、生徒の就学に係る指定校の変更、区域外就 学等に関するこ と。 (22) 幼児の就園および転入に関するこ と。 (23) 幼稚園教育の指導助言、教育課程および教材の取 り扱いに関するこ と。 (24) 幼稚園教員の配置計画および研修に関するこ と。 (25) 幼稚園の将来ビジョンの策定および推進に関するこ と。 (26) 幼稚園整備審議会に関するこ と。 (27) 私立幼稚園との連絡調整に関するこ と。 (28) 就園奨励費に関するこ と。 (29) 幼稚園利用者負担額等の徴収に関するこ と。 (30) 児童通学支援事業に関するこ と。 (31) 学校の設置および廃止に関するこ と。 (32) 所管にかかる財産の取得、管理および処分に関するこ と。 (33) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内 所属の連絡調整に関するこ と。
--	--

	(34) 課の一般庶務に関すること。
--	--------------------

第3条の表学校教育課の次に次の項を加える。

学校政策推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) I C T 教育に関すること。 (2) 児童生徒の学力調査に関すること。 (3) 特色ある学校政策に関すること。 (4) 小中連携に関すること。 (5) 学校と地域の連携に関すること。 (6) 学校と大学・企業連携に関すること。 (7) 就学前教育に関すること。 (8) 課の一般事務に関すること。
---------	--

付 則

(施行日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(草津市教育委員会教育長の職務代理規則の廃止)

第2条 草津市教育委員会教育長の職務代理規則(昭和41年草津市教育委員会規則第2号)は、廃止する。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条 (略) (組織)	第1条 (略) (組織)
第2条 事務局に次の課等を置く。 教育総務課 <u>開校準備室</u> 生涯学習課 スポーツ保健課 文化財保護課 学校教育課 <u>学校政策推進課</u>	第2条 事務局に次の課等を置く。 教育総務課 <u>教育施設整備室</u> 生涯学習課 スポーツ保健課 文化財保護課 学校教育課
2 (略) (事務分掌)	2 (略) (事務分掌)
第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 (1) ~ (21) (略) <u>開校準備室</u> (1) ~ (4) (略) 生涯学習課 (1) ~ (13) (略) (14) クレアホールに関すること。	第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 (1) ~ (21) (略) <u>教育施設整備室</u> (1) ~ (4) (略) 生涯学習課 (1) ~ (13) (略) (14) (仮称) 草津市立創造館に関すること。

改正後（案）		現行	
	(15) ~ (21) (略)		(15) ~ (21) (略)
スポーツ保健課	(1) ~ (19) (略)	スポーツ保健課	(1) ~ (19) (略)
文化財保護課	(1) ~ (12) (略)	文化財保護課	(1) ~ (12) (略)
学校教育課	<p>(1) 学校教育の指導助言および教育課程に関すること。</p> <p>(2) <u>学校評価</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。</p> <p>(4) 特別支援教育に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 教科書の採択およびその他の教材の取り扱いに関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 教育研究資料の調査、作成および出版に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) 教育研究所との連絡調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) 学校における人権教育に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) 対象地域内の児童生徒の学力向上および教育文化の振興に関する<u>こと</u>。</p>	<p>(1) 学校教育の指導助言および教育課程に関すること。</p> <p>(2) 学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。</p> <p>(3) 特別支援教育に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) 教科書の採択およびその他の教材の取り扱いに関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 教育研究資料の調査、作成および出版に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 教育研究所との連絡調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) 学校における人権教育に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) 対象地域内の児童生徒の学力向上および教育文化の振興に関する<u>こと</u>。</p>	

改正後（案）	現行
<p>(10) 教育集会所に関すること。</p> <p>(11) 同和教育研究大会に関すること。</p> <p>(12) 県費負担教職員の任免および進退の内申に関すること。</p> <p>(13) 教職員の服務の監督および研修に関すること。</p> <p>(14) 幼稚園および学校の職員の配置異動に関すること。</p> <p>(15) 学校の管理運営および組織編成に関すること。</p> <p>(16) 県費負担教職員に係る職員団体に関すること。</p> <p>(17) 学齢簿の編成保管に関すること。</p> <p>(18) 児童、生徒の就学および転入に関すること。</p> <p>(19) 就学奨励費に関すること。</p> <p>(20) 通学区域の設定および変更に関すること。</p> <p>(21) 児童、生徒の就学に係る指定校の変更、区域外就学等に関すること。</p> <p>(22) 幼児の就園および転入に関すること。</p> <p>(23) 幼稚園教育の指導助言、教育課程および教材の取り扱いに関すること。</p>	<p>(9) 教育集会所に関すること。</p> <p>(10) 同和教育研究大会に関すること。</p> <p>(11) 県費負担教職員の任免および進退の内申に関すること。</p> <p>(12) 教職員の服務の監督および研修に関すること。</p> <p>(13) 幼稚園および学校の職員の配置異動に関すること。</p> <p>(14) 学校の管理運営および組織編成に関すること。</p> <p>(15) 県費負担教職員に係る職員団体に関すること。</p> <p>(16) 学齢簿の編成保管に関すること。</p> <p>(17) 児童、生徒の就学および転入に関すること。</p> <p>(18) 就学奨励費に関すること。</p> <p>(19) 通学区域の設定および変更に関すること。</p> <p>(20) 児童、生徒の就学に係る指定校の変更、区域外就学等に関すること。</p> <p>(21) 幼児の就園および転入に関すること。</p> <p>(22) 幼稚園教育の指導助言、教育課程および教材の取り扱いに関すること。</p>

	改正後（案）	現行
	<p>(24) 幼稚園教員の配置計画および研修に関すること。</p> <p>(25) 幼稚園の将来ビジョンの策定および推進に関すること。</p> <p>(26) 幼稚園整備審議会に関すること。</p> <p>(27) 私立幼稚園との連絡調整に関すること。</p> <p>(28) 就園奨励費に関すること。</p> <p>(29) 幼稚園利用者負担額等の徴収に関すること。</p> <p>(30) 児童通学支援事業に関すること。</p> <p>(31) 学校の設置および廃止に関すること。</p> <p>(32) 所管にかかる財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(33) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。</p> <p>(34) 課の一般庶務に関すること。</p>	<p>(23) 幼稚園教員の配置計画および研修に関すること。</p> <p>(24) 幼稚園の将来ビジョンの策定および推進に関すること。</p> <p>(25) 幼稚園整備審議会に関すること。</p> <p>(26) 私立幼稚園との連絡調整に関すること。</p> <p>(27) 就園奨励費に関すること。</p> <p>(28) 幼稚園保育料等の徴収に関すること。</p> <p>(29) 児童通学支援事業に関すること。</p> <p>(30) 学校の設置および廃止に関すること。</p> <p>(31) 所管にかかる財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(32) 所属する教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。</p> <p>(33) 課の一般庶務に関すること。</p>
学校政策推進課	<p>(1) I C T 教育に関すること。</p> <p>(2) 児童生徒の学力調査に関すること。</p> <p>(3) 特色ある学校政策に関すること。</p>	

改正後（案）	現行
<p>(4) 小中連携に関すること。</p> <p>(5) 学校と地域の連携に関すること。</p> <p>(6) 学校と大学・企業連携に関すること。</p> <p>(7) 就学前教育に関すること。</p> <p>(8) 課の一般事に関すること。</p> <p><u>第4条 (略)</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行日)</u></p> <p><u>第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u> <u>(草津市教育委員会教育長の職務代理規則の廃止)</u></p> <p><u>第2条 草津市教育委員会教育長の職務代理規則（昭和41年草津市教育委員会規則第2号）は、廃止する。</u></p>	<p><u>第4条 (略)</u></p>

草津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会公印規則(平成4年草津市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「管守」を「管理」に改め、同条中「管守者」を「管理者」に改める。

第4条、第5条第1項、第8条第1項および第9条中「管守者」を「管理者」に改める。

第11条中「管守」を「管理」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

公印番号	公印の名称	ひな型番号	寸法(ミリメートル)	用途	管理者
1	草津市教育委員会印	1	方30	委員会名をもって発する文書用	教育総務課長
2	草津市教育委員会教育長印	2	方21	教育長名をもって発する文書用	
3	草津市教育委員会事務局教育部長之印	3	方21	部長名をもって発する文書用	
4	草津市教育委員会事務局教育部理事之印	4	方21	教育部理事名をもって発する文書用	学校教育課長
5	草津市教育委員会事務局教育部副部長之印	5	方21	教育部副部長名をもつて発する文書用	各教育部副部長所管所属内の連絡調整を所管する所属長
6	草津市教育委員会教育長職務代理者印	6	方21	職務代理者名をもつて発する文書用	教育総務課長
7	草津市教育委員会事務局各課、室長之印	7	方21	課、室長名をもつて発する文書用	各課、室長
8	草津市立各公民館長之印	8	方21	館長名をもつて発する文書用	各公民館長

9	草津市立教育研究所長 之印	9	方 21	所長名をもって発する 文書用	学校教育課 長
10	草津市学校給食センター 一所長之印	10	方 18	所長名をもって発する 文書用	学校給食セ ンター所長
11	草津市立図書館長之印	11	方 21	館長名をもって発する 文書用	図書館長
12	滋賀県草津市立各幼稚 園之印	12	方 30	修了証書用	各幼稚園長
13	滋賀県草津市立各幼稚 園長之印	13	方 18	園長名をもって発する 文書用	
14	滋賀県草津市立各小学 校	14	方 60	卒業証書用	各小学校長
15	滋賀県草津市立各小学 校長之印	15	方 18	学校長名をもって発す る文書用	
16	滋賀県草津市立各中学 校	16	方 60	卒業証書用	各中学校長
17	滋賀県草津市立各中学 校長之印	17	方 18	学校長名をもって発す る文書用	
18	草津市立草津宿街道交 流館長之印	18	方 18	館長名をもって発する 文書用	草津宿街道 交流館長
19	草津市史跡草津宿本陣 館長之印	19	方 21	館長名をもって発する 文書用	草津宿本陣 館長
20	草津市立南草津図書館 長之印	20	方 21	館長名をもって発する 文書用	南草津図書 館長
21	草津市立少年センター 所長之印	21	方 21	所長名をもって発する 文書用	少年センタ 一所長

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

(1)	(2)	(3)	(4)
員 教 草 会 育 津 育 委 員 會 印 委 市	草 津 市 教 育 委 員 會 教 育 長 印	草 津 市 教 育 委 員 會 員 會 事 務 局 教 育 部 長 之 印	草 津 市 教 育 委 員 會 員 會 事 勿 局 教 育 部 理 事 之 印
(5)	(6)	(7)	(8)
副 部 長 之 印 事 勿 局 教 育 部 草 津 市 教 育 委 員 會	草 津 市 教 育 委 員 會 教 育 長 職 務 代 理 者 印	○ 課 長 之 印 草 津 市 教 育 委 員 會 事 勿 局 ○	○ 草 津 市 館 長 之 印 ○ 公 民 立
(9)	(10)	(11)	(12)
所 教 草 津 長 育 市 立 研 究 市 立 印	所 長 之 印 セ ン タ ル 草 津 市 学 校 飾 食	之 國 草 津 印 書 市 立 書 館 長	○ 幼 稚 园 之 印 滋 賀 県 草 津 市 立
(13)	(14)	(15)	(16)
○ 園 長 之 印 ○ 幼 稚 园 之 印 滋 賀 県 草 津 市 立	○ 滋 津 小 学 市 立 校 ○ 草	○ 校 長 之 印 ○ 滋 賀 県 草 津 市 立	○ 滋 津 中 学 市 立 校 ○ 草
(17)	(18)	(19)	(20)
○ 校 長 之 印 ○ 中 学 校 滋 賀 県 草 津 市 立	館 道 草 津 之 交 街 道 津 市 印 流 宿 立	草 津 宿 本 隅 館 長 之 印 草 津 市 史 跡	草 津 市 南 館 長 之 印 草 津 國 書
(21)			
所 長 之 印 少 年 セ ン タ ル 草 津 市 立			

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

草津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則(案)	旧規則
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 <u>管理者</u>は、公印を厳正に取扱い、使用しない場合は、堅固な容器に納めて施錠しなければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、公印を定置する場所で使用させなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、公印取扱責任者を定め、その職務を補助させることができる。</p> <p>(使用手続)</p> <p>第4条 公印を使用するときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 公印を使用しようとする者は、押印を必要とする文書に決裁を終えた回議書を添えて、<u>管理者</u>または公印取扱責任者に提示しなければならない。</p> <p>(2) <u>管理者</u>または公印取扱責任者は、前号の規定により提示された文書を回議書と照合審査し、適當と認めたときは、公印使用簿(様式第1号)に必要な事項を記入させたうえ、公印を使用せるものとする。</p> <p>(印影の印刷)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(管守)</p> <p>第3条 <u>管守者</u>は、公印を厳正に取扱い、使用しない場合は、堅固な容器に納めて施錠しなければならない。</p> <p>2 <u>管守者</u>は、公印を定置する場所で使用させなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>管守者</u>は、公印取扱責任者を定め、その職務を補助させることができる。</p> <p>(使用手続)</p> <p>第4条 公印を使用するときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 公印を使用しようとする者は、押印を必要とする文書に決裁を終えた回議書を添えて、<u>管守者</u>または公印取扱責任者に提示しなければならない。</p> <p>(2) <u>管守者</u>または公印取扱責任者は、前号の規定により提示された文書を回議書と照合審査し、適當と認めたときは、公印使用簿(様式第1号)に必要な事項を記入させたうえ、公印を使用せるものとする。</p> <p>(印影の印刷)</p>

新規則(案)	旧規則
第5条 公印の印影(その縮小したものを含む。以下同じ。)を印刷しようとするときは、当該公印の <u>管理者</u> を経て、事務局教育総務課長(以下「教育総務課長」という。)の承認を得なければならぬ。	第5条 公印の印影(その縮小したものを含む。以下同じ。)を印刷しようとするときは、当該公印の <u>管守者</u> を経て、事務局教育総務課長(以下「教育総務課長」という。)の承認を得なければならぬ。
2. (略)	2. (略)
第6条～第7条 (略) (廃止した公印の保存および廃棄)	第6条～第7条 (略) (廃止した公印の保存および廃棄)
第8条 公印を廃止したときは、 <u>管理者</u> は、当該公印を速やかに教育総務課長に引き継がなければならない。	第8条 公印を廃止したときは、 <u>管守者</u> は、当該公印を速やかに教育総務課長に引き継がなければならない。
2. (略) (事故報告)	2. (略) (事故報告)
第9条 <u>管理者</u> は、公印の盗難、紛失、偽造、変造等の事故があつたときは、直ちに必要な措置を講じ、かつ、教育部長に報告しなければならない。	第9条 <u>管守者</u> は、公印の盗難、紛失、偽造、変造等の事故があつたときは、直ちに必要な措置を講じ、かつ、教育部長に報告しなければならない。
第10条 (略) (使用状況の調査)	第10条 (略) (使用状況の調査)
第11条 教育総務課長は、公印の <u>管理</u> 、使用状況その他必要な事項について調査することができる。	第11条 教育総務課長は、公印の <u>管守</u> 、使用状況その他必要な事項について調査することができる。
第12条 (略) <u>付則</u>	第12条 (略)

新規則(案)						旧規則					
この規則は、平成27年4月1日から施行する。						別表第1(第2条関係)					
公印番号	公印の名称	ひな型番号	寸法(ミリメートル)	用途	管理者	公印番号	公印の名称	ひな型番号	寸法(ミリメートル)	用途	管守者
1	草津市教育委員会印	1	方30	委員会名をもつて発する文書用	教育総務課長	1	草津市教育委員会印	1	方30	委員会名をもつて発する文書用	教育総務課長
2	草津市教育委員会教育長印	2	方21	教育長名をもつて発する文書用		2	草津市教育委員会委員長印	2	方21	委員長名をもつて発する文書用	
3	草津市教育委員会事務局教育部長之印	3	方21	部長名をもって発する文書用		3	草津市教育委員会教育長印	3	方21	教育長名をもつて発する文書用	
4	草津市教育委員会事務局教育部理事之印	4	方21	教育部理事名をもって発する文書用	学校教育課長	4	草津市教育委員会事務局教育部長之印	4	方21	部長名をもって発する文書用	
5	草津市教育委員会事務局教育部副部長之印	5	方21	教育部副部長名をもって発する文書用	各教育部副部長所管所属内の連絡調	5	草津市教育委員会事務局教育部理事之印	5	方21	教育部理事名をもって発する文書用	学校教育課長
						6	草津市教育委員会事務局教育部副部長之印	6	方21	教育部副部長名をもって発する文書用	各教育部副部長所管所属内の連絡調

新規則(案)					旧規則				
				整を所管する所属長					整を所管する所属長
				職務代理者名をもって発する文書用	教育総務課長				教育総務課長
6	草津市教育委員会教育長職務代理者印	7	方 21			7	方 21	職務代理者名をもって発する文書用	教育総務課長
7	草津市教育委員会事務局各課、室長之印	8	方 21	課、室長名をもつて発する文書用	各課、室長	8	方 21		
8	草津市立各公民館長之印	9	方 21	館長名をもって発する文書用	各公民館長	9	方 21	課、室長名をもつて発する文書用	各課、室長
9	草津市立教育研究所長之印	10	方 21	所長名をもって発する文書用	学校教育課長	10	方 21	館長名をもって発する文書用	各公民館長
10	草津市学校給食センター所長之印	11	方 18	所長名をもって発する文書用	学校給食センター所長	11	方 21	所長名をもって発する文書用	学校教育課長
11	草津市立図書館長之印	12	方 21	館長名をもって発する文書用	図書館長	12	方 18	所長名をもって発する文書用	学校給食センター所長
						13	方 21	館長名をもって発する文書用	図書館長

新規則(案)						旧規則					
12	滋賀県草津市立各幼稚園之印	13	方 30	修了証書用	各幼稚園長	14	滋賀県草津市立各幼稚園之印	14	方 30	修了証書用	各幼稚園長
13	滋賀県草津市立各幼稚園長之印	14	方 18	園長名をもって発する文書用		15	滋賀県草津市立各幼稚園長之印	15	方 18	園長名をもって発する文書用	
14	滋賀県草津市立各小学校	15	方 60	卒業証書用		16	滋賀県草津市立各小学校	16	方 60	卒業証書用	各小学校長
15	滋賀県草津市立各小学校長之印	16	方 18	学校長名をもつて発する文書用	各中学校長	17	滋賀県草津市立各小学校長之印	17	方 18	学校長名をもつて発する文書用	
16	滋賀県草津市立各中学校	17	方 60	卒業証書用		18	滋賀県草津市立各中学校	18	方 60	卒業証書用	
17	滋賀県草津市立各中学校長之印	18	方 18	学校長名をもつて発する文書用		19	滋賀県草津市立各中学校長之印	19	方 18	学校長名をもつて発する文書用	
18	草津市立草津宿街道交流館長之印	19	方 18	館長名をもって発する文書用	草津宿街道交流館長	20	草津市立草津宿街道交流館長之印	20	方 18	館長名をもって発する文書用	草津宿街道交流館長
19	草津市史跡草津宿本陣館長之印	20	方 21	館長名をもって発する文書用	草津宿本陣館長	21	草津市史跡草津宿本陣館長之印	21	方 21	館長名をもって発する文書用	草津宿本陣館長
20	草津市立南草津図書館長之印	21	方 21	館長名をもって発する文書用	南草津図書館長	22	草津市立南草津図書館長之印	22	方 21	館長名をもって発する文書用	南草津図書館長
21	草津市立少年センター所長之印	22	方 21	所長名をもって発する文書用	少年センター所長	23	草津市立少年センター所長之印	23	方 21	所長名をもって発する文書用	少年センター所長

新規則(案)		旧規則	
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
(1) 教育会印 草津市委員会	(2) 教育委員会印 草津市教育委員会	(1) 教育会印 草津市委員会	(2) 教育委員会印 草津市教育委員会
(3) 教育委員会印 草津市教育委員会	(4) 教育委員会印 草津市教育委員会	(3) 教育委員会印 草津市教育委員会	(4) 教育委員会印 草津市教育委員会
(5) 副部長之印 草津市教育委員会	(6) 務代理者印 草津市教育委員会	(5) 副部長之印 草津市教育委員会	(6) 務代理者印 草津市教育委員会
(7) ○課長之印 草津市教育委員会	(8) ○館長之印 草津市立公民政立研究会	(7) ○課長之印 草津市教育委員会	(8) ○館長之印 草津市立公民政立研究会
(9) ○所長之印 草津市立研究会	(10) ○所長之印 草津市立研究会	(9) ○所長之印 草津市立研究会	(10) ○所長之印 草津市立研究会
(11) ○図書館長之印 草津市立	(12) ○幼稚園長之印 滋賀県草津市立	(11) ○図書館長之印 草津市立	(12) ○幼稚園長之印 滋賀県草津市立
(13) ○小学校長之印 滋賀県草津市立	(14) ○中学校長之印 滋賀県草津市立	(13) ○小学校長之印 滋賀県草津市立	(14) ○中学校長之印 滋賀県草津市立
(15) ○幼稚園長之印 草津市立	(16) ○小学校長之印 草津市立	(15) ○幼稚園長之印 草津市立	(16) ○小学校長之印 草津市立

新規則(案)				旧規則			
校○滋賀県草津市立 長○小学校印	○津滋中市立 長○中学校印	校○滋賀県草津市立 長○中学校印	館街草長道津之交印流宿立	校○滋賀県草津市立 長○小学校印	○津滋中市立 長○中学校印	校○滋賀県草津市立 長○中学校印	館街草長道津之交印流宿立
(19)	(20)	(21)		(21)	(22)	(23)	
館長之印 草津市史跡 津宿本陣	館長之印 草津市立 南草津圖書	所長之印 少年センタ一 草津市立		館長之印 草津市史跡 津宿本陣	館長之印 草津市史跡 津宿本陣	所長之印 少年センタ一 草津市立	

様式第1号(第4条第2号関係)～様式第2号(様式第2号第10条関係)(略)

草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正
する規則

草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則（昭和58年草津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条および第2条第1項中「第19条第2項」を「第18条第2項」に改める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則(案)	旧規則
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第18条第2項ならびに第31条第1項および第2項に規定する職員の職名に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第19条第2項ならびに第31条第1項および第2項に規定する職員の職名に関し必要な事項を定めるものとする。
(職名および職務)	(職名および職務)
第2条 法第18条第2項に規定する職員の職名および職務は、次のとおりとする。	第2条 法第19条第2項に規定する職員の職名および職務は、次のとおりとする。
職名	職務
指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する業務に従事する。
事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。
技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。
その他の事務補助員	比較的簡易な事務的業務に従事する。
職員 技術補助員	比較的簡易な技術的業務に従事する。
2 (略)	2 (略)

新規則(案)	旧規則
<p>第3条 (略)</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第3条 (略)</p>

人事異動内示

平成27年3月27日

草津市

新任	旧任	氏名	備考
○ 部長級			
総合政策部危機管理監	教育委員会事務局教育部副部長（総括）	小寺 繁隆	昇格
教育委員会事務局教育部長	健康福祉部副部長（総括）	明石 芳夫	昇格
○ 副部長級			
建設部副部長（総括）兼上下水道部副部長（雨水整備事業担当）会計管理者	教育委員会事務局教育施設整備室長	吉川 寛	
教育委員会事務局教育部副部長（総括）	教育委員会事務局教育総務課長	山本 美佐子	昇格
○ 課長級			
新田会館長兼新田教育集会所館長	健康福祉部社会福祉課長兼臨時給付金推進室参事	居川 哲雄	昇格
まちづくり協働部まちづくり協働課長	総務部納税課副参事	馬場 英樹	昇格
志津市民センター所長兼志津公民館長兼まちづくり協働課参事	教育委員会事務局教育総務課参事	辻 智	
志津南市民センター所長兼志津南公民館長兼まちづくり協働課参事	笠縫市民センター副参事兼笠縫公民館副参事	米田 守	昇格
草津市民センター所長兼草津公民館長兼まちづくり協働課参事	西一会館副参事	一浦 曜美	昇格
大路市民センター所長兼大路公民館長兼まちづくり協働課参事	総務部契約検査課参事	宇野 秀樹	
クリーンセンター所長	常盤東総合センター館長兼芦浦教育集会所館長	井上 康則	
子ども家庭部子ども子育て推進室長兼子育て支援センター所長	西一会館長兼西一教育集会所館長	青木 敏高	
発達支援センター所長	教育委員会事務局スポーツ保健課長	高岡 良秀	
教育委員会事務局教育総務課長	草津市民センター所長兼草津公民館長兼まちづくり協働課参事	松林 康博	
教育委員会事務局開校準備室長	環境経済部農林水産課参事	太田 一郎	
教育委員会事務局スポーツ保健課長	総務部財産管理課長	永池 孝志	
図書館長兼南草津図書館長	まちづくり協働部まちづくり協働課長	岸本 久	
図書館参事兼図書館副館長	図書館参事兼図書館副館長	北相模 政和	補職替
教育委員会事務局学校教育課長兼人権センター参事	図書館参事兼南草津図書館副館長	川端 恭子	
	教育委員会事務局学校教育課参事	藤野 利也	補職替

新任	旧任	氏名	備考
○ 副参事級			
矢倉市民センター副参事兼矢倉公民館副参事	山田市民センター副参事兼山田公民館副参事	堀江 ちゆき	
山田市民センター副参事兼山田公民館副参事	常盤市民センター副参事兼常盤公民館副参事	奥村 真也	
笠縫市民センター副参事兼笠縫公民館副参事	都市計画部景観課副参事	吉田 泰啓	
常盤市民センター副参事兼常盤公民館副参事	子ども家庭部子ども家庭課副参事	田中 直樹	
教育委員会事務局教育総務課副参事	まちづくり協働部拠点施設整備室副参事	田中 伸人	
教育委員会事務局開校準備室副参事	教育委員会事務局教育施設整備室副参事	廣政 孝幸	組織改
教育委員会事務局スポーツ保健課副参事	教育委員会事務局スポーツ保健課専門員	藤崎 篤	昇格
教育委員会事務局文化財保護課副参事兼草津宿街道交流館副参事兼史跡草津宿本陣副参事	草津宿街道交流館副参事兼史跡草津宿本陣副参事	岩間 一水	
南草津図書館副参事兼副館長	図書館副参事	二井 治美	
教育委員会事務局学校教育課副参事	教育委員会事務局学校教育課専門員	井上 忠之	昇格
教育委員会事務局学校教育課副参事	教育委員会事務局スポーツ保健課副参事	竹田 敏彦	
教育委員会事務局学校教育課副参事	草津市社会福祉協議会事務局副参事（健康福祉部社会福祉課付副参事）	中西 美果	
教育委員会事務局学校政策推進課副参事	教育委員会事務局学校教育課副参事	作田 まさ代	組織改
教育委員会事務局学校政策推進課副参事	教育委員会事務局学校教育課専門員	中村 真理子	昇格
○ 専門員級			
人権センター専門員	教育委員会事務局学校教育課専門員	山岡 恵子	
人権センター専門員兼教育委員会事務局学校教育課専門員	人権センター専門員	西邑 祥明	兼務
健康福祉部健康増進課専門員	南草津図書館専門員	山岡 道子	

新任	旧任	氏名	備考
健康福祉部保険年金課専門員	教育委員会事務局生涯学習課専門員	柴田 健次	
矢倉幼稚園教頭	笠縫幼稚園教頭	居松 由里	
老上幼稚園教頭	矢倉幼稚園教頭	角 明美	
笠縫幼稚園教頭	老上幼稚園教頭	檜崎 香	
教育委員会事務局教育総務課専門員	都市計画部都市計画課専門員	大西 奈穂	
教育委員会事務局教育総務課専門員	会計課専門員	塚原 和宏	
教育委員会事務局生涯学習課専門員	環境経済部農林水産課専門員	沖浦 真弓	
教育委員会事務局学校政策推進課専門員	教育委員会事務局教育総務課主査	吉川 航	昇格
○ 主査級			
人権センター主査兼教育委員会事務局学校教育課主査	教育委員会事務局学校教育課主事 (西一教育集会所)	丸山 貴洋	
子ども家庭部幼児課主査	山田 幼稚園教諭	宇野 智子	
草津保育所副総括保育士	笠縫幼稚園教諭	野田 陽子	
志津幼稚園主任教諭	玉川幼稚園主任教諭	菅 久美子	
玉川幼稚園主任教諭	第六保育所副総括保育士	田辺 祐嗣	
○ 一般職級			
総務部総務課主任	図書館主任	中内 晴夫	
総務部契約検査課主任	教育委員会事務局スポーツ保健課主任	河上 未佐斗	
環境経済部ごみ減量推進課主任	教育委員会事務局スポーツ保健課主任	石松 恒人	
第五保育所主任保育士	矢倉幼稚園教諭	高谷 武志	
第六保育所主任保育士	老上幼稚園教諭	中川 惟	
中央幼稚園教諭	草津保育所保育士	澤井 春奈	
老上幼稚園教諭	志津幼稚園教諭	矢野 明希	
玉川幼稚園教諭	老上幼稚園教諭	中井 真里	
山田幼稚園教諭（新田会館）	志津幼稚園教諭	中井 愛	

人事異動内示（平成27年3月27日）

草津市

新任	旧任	氏名	備考
笠縫東幼稚園教諭	第五保育所主任保育士	北出 麻理子	
笠縫東幼稚園教諭	第三保育所保育士	日紫喜 菜央	
教育委員会事務局スポーツ保健課主任	環境経済部ごみ減量推進課主任	原口 裕之	
教育委員会事務局スポーツ保健課主任	総務部税務課主任	川越 麻衣	
図書館主任	健康福祉部保険年金課主任	矢野 敬司	
南草津図書館主任	環境経済部ごみ減量推進課主任	田村 詠美	

新規採用

新任	氏名	備考
○ 一般職級		
志津幼稚園教諭	牛尾 篤利 うしお たかとし	
矢倉幼稚園教諭	新井 真侑 あらい まゆ	
老上幼稚園教諭	都築 千曉 つづき ちあき	
玉川幼稚園教諭	林 加奈恵 はやし かなえ	
教育委員会事務局スポーツ保健課主事	西村 礼加 にしむら れいか	
草津宿街道交流館主事兼史跡草津宿本陣主事	岡田 裕美 おかだ ゆみ	

人事異動内示（平成27年3月27日）

草津市

再任用(平成27年度新規)

新任	旧任	氏名	備考
教育委員会事務局生涯学習課主任		木村 幸雄	
図書館主査		石田 恭治	

再任用(平成27年度異動)

新任	旧任	氏名	備考
教育委員会事務局開校準備室参与	教育委員会事務局教育総務課参与	原田 正宏	

人事異動内示（平成27年3月27日）

草津市

平成27年3月31日付退職者

職	氏名	役職名等
○部長級	白子 與志久	教育委員会事務局教育部長
○副部長級	石田 恭治	教育委員会事務局教育部副部長（図書館担当）兼図書館長兼南草津図書館長
○課長級	吉田 和子	志津市民センター所長兼志津公民館長兼まちづくり協働課参事
	木村 幸雄	志津市民センター所長兼志津南公民館長兼まちづくり協働課参事
	井上 ひとみ	大路市民センター所長兼大路公民館長兼まちづくり協働課参事
	小川 豊	教育委員会事務局文化財保護課参事
○副参事級	山元 愛子	矢倉市民センター副参事兼矢倉公民館副参事
○一般職級	岩坂 一紗	中央幼稚園教諭

※解禁日：4月1日付 朝刊

(滋賀県教育委員会による異動分)

新任	旧任	氏名
教育委員会事務局学校教育課参事	老上中学校教頭	ときおか よしや 時岡 善也
教育委員会事務局学校政策推進課長	草津小学校教頭	たかい いくお 高井 育夫
教育委員会事務局開校準備室専門員	老上小学校教諭	すぎた しんいち 杉田 信一
教育委員会事務局生涯学習課専門員	草津中学校教諭	たかはし まさき 高橋 正樹
教育委員会事務局学校教育課専門員	松原中学校教諭	きたむら まさる 北村 将
教育委員会事務局学校教育課専門員	南笠東小学校教諭	まえだ かおり 前田 香
教育委員会事務局学校教育課専門員	草津小学校教諭	かわぎし てつや 川岸 哲也
教育委員会事務局学校政策推進課専門員	志津小学校教諭	もり かずあき 森 和昭
少年センター主査	松原中学校教諭	たけだ じゅん 武田 純
教育委員会事務局スポーツ保健課主査	笠縫東小学校教諭	たくま しんいち 宅間 信一
教育委員会事務局学校教育課主査 (橋岡教育集会所)	老上小学校教諭	たべ のりあき 田部 展朗
教育委員会事務局学校教育課主査 (新田教育集会所)	山田小学校教諭	やまもと しょうじ 山本 尚司
教育研究所指導主事	草津第二小学校教諭	やました ひろみ 山下 裕美
(滋賀県教育委員会への復帰)		
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課長兼人権センター参事	中瀬 悟嗣
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課副参事	姫野 健
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課副参事	西村 洋
滋賀県教育委員会	人権センター専門員	平尾 昌義

※解禁日：4月1日付 朝刊

(滋賀県教育委員会による異動分)

新任	旧任	氏名
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局生涯学習課専門員	布施 久幸
滋賀県教育委員会	少年センター専門員	三上 恭美
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員	山内 健嗣
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員（橋岡教育集会所）	野田 謙
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員（芦浦教育集会所）	山本 敏裕
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員（西一教育集会所）	小嶋 延幸
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課主査（芦浦教育集会所）	豊原 浩充
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課主査（新田教育集会所）	谷口 弦太
滋賀県教育委員会	教育研究所指導主事	堀江 和男

議第26号

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年4月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1草津市立小・中学校校名等選定委員会の所属の項中「教育委員会事務局教育総務課」を「教育委員会事務局開校準備室」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部改正 新旧対照表

新規則(案)			旧規則																										
第1条～第10条(略) 別表第1(第2条・第9条関係)			第1条～第10条(略) 別表第1(第2条・第9条関係)																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関の名称</th><th>委員資格者</th><th>所属</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>草津市立小・中学校校名等選定委員会</td><td> (1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 関係する地域住民を代表する者 (4) 公募市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者 </td><td> <u>教育委員会事務局開校準備室</u> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>			附属機関の名称	委員資格者	所属	(略)	(略)	(略)	草津市立小・中学校校名等選定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 関係する地域住民を代表する者 (4) 公募市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者	<u>教育委員会事務局開校準備室</u>	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関の名称</th><th>委員資格者</th><th>所属</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>草津市立小・中学校校名等選定委員会</td><td> (1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 関係する地域住民を代表する者 (4) 公募市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者 </td><td> <u>教育委員会事務局教育総務課</u> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>			附属機関の名称	委員資格者	所属	(略)	(略)	(略)	草津市立小・中学校校名等選定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 関係する地域住民を代表する者 (4) 公募市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者	<u>教育委員会事務局教育総務課</u>	(略)	(略)	(略)
附属機関の名称	委員資格者	所属																											
(略)	(略)	(略)																											
草津市立小・中学校校名等選定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 関係する地域住民を代表する者 (4) 公募市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者	<u>教育委員会事務局開校準備室</u>																											
(略)	(略)	(略)																											
附属機関の名称	委員資格者	所属																											
(略)	(略)	(略)																											
草津市立小・中学校校名等選定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 関係する地域住民を代表する者 (4) 公募市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者	<u>教育委員会事務局教育総務課</u>																											
(略)	(略)	(略)																											
別表第2(略)			別表第2(略)																										
<u>付則</u> この規則は、公布の日から施行する。																													

議第27号

草津市立小・中学校校名等選定委員会委員の委嘱につき議決を求ることについて

上記の議案を提出する。

平成27年4月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立小・中学校校名等選定委員会委員の委嘱につき議決を求める
について

次の者を、草津市立小・中学校校名等選定委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	今井 知春	滋賀文教短期大学非常勤講師
学識経験を有する者	畠 真子	高穂中学校教頭
学識経験を有する者	伊庭 靖二	老上小学校教頭
学校教育の関係者	清水 康行	老上小学校校長
学校教育の関係者	好土崎 壮	老上小学校教務主任
学校教育の関係者	松岡 孝子	老上小学校教務
学校教育の関係者	小森 裕美	老上小学校国語主任教諭
学校教育の関係者	木村 恵美	老上小学校図画工作主任教諭
学校教育の関係者	川村 美江	老上小学校音楽主任教諭
学校教育の関係者	光永 聖子	新設小学校 PTA 準備委員会
学校教育の関係者	平井 みどり	新設小学校 PTA 準備委員会
関係する地域住民を代表する者	伊庭 健治	老上学区まちづくり協議会

区分	氏名	備考
関係する地域住民を代表する者	植崎 勝美	老上学区まちづくり協議会
関係する地域住民を代表する者	小西 明	老上学区まちづくり協議会
関係する地域住民を代表する者	田中 光雄	老上学区まちづくり協議会
関係する地域住民を代表する者	山形 光	老上学区まちづくり協議会
公募市民	草川 薫人	
公募市民	立岡 真巳	
公募市民	手島 光一	
公募市民	矢原 功	

草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市立小・中学校校名等選定委員会	小・中学校の校名、校章または校歌の選定についての審査に関する事務	20人以内

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市立小・中学校 校名等選定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 関係する地域住民を代表する者 (4) 草津市市民参加条例（平成24年草津市 条例第21号）第8条に規定する公募により 選考する市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 開校準備室

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市立小・中学校校名等選定 委員会	委嘱の日から選定した校名等の案を教育委員会に答 申する日まで

議第28号

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成27年4月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求ることについて

次の者を、草津市小・中学校結核対策委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱（任命）する者	備 考
保健医療関係者	橋倉 博樹	済生会滋賀県病院 結核専門医師
保健医療関係者	笠井 康史	草津市学校医の代表
学校教育関係者	小杉 雅子	草津市小・中学校養護教諭の代表
関係行政機関の職員	北川 信一郎	南部健康福祉事務所（草津保健所）の代表

任期 平成27年5月1日～平成28年3月31日

草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市小・中学校結核対策委員会	小・中学校の結核管理方針についての調査審議に関する事務	4人以内

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市小・中学校結核対策委員会	(1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員	教育委員会事務局 スポーツ保健課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市小・中学校結核対策委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末まで

議第29号

草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成27年4月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めるについて

次の者を、草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命することにつき、草津市障害児就学指導委員会規則（昭和52年草津市教育委員会規則第12号）第4条の規定により、本委員会の議決を求める。

区分	委嘱（任命）する者	備考
1号委員	畠 繁一	大津市ことばの教室指導員OB
	宮島 智子	草津市医師会（医師）
	服部 政憲	草津市医師会（医師）
	吉川 民子	臨床心理士
	木村喜久子	NPO 草津手をつなぐ育成会
2号委員	西村 匠司	滋賀県立草津養護学校教頭
	古日山守栄	滋賀県立草津養護学校教諭
	川居 正人	滋賀県立聾話学校教頭
	築山えり子	笠縫小学校長
	森 登世美	新堂中学校長
	宇野 和子	笠縫幼稚園長
	脇坂 幸子	玉川中学校教諭
	山崎 彰子	草津第二小学校教諭
	田中 詩子	新堂中学校 通級指導教室教員
	太田 恵	渋川小学校 通級指導教室教員
	小川 紗子	山田小学校 通級指導教室教員
	三川 千種	南笠東小学校 通級指導教室教員
	安岡 文代	老上中学校 通級指導教室教員
	石本 潤子 清水奈津子 森野 裕美 佐藤 恒子	草津市ことばの教室指導員
3号委員	木戸脇美由紀	専門員
	中村 順子	発達心理相談員
	大西 墓	発達心理相談員
	山下 紀子	発達心理相談員
	里村百合子	発達心理相談員

任期：平成27年5月1日～平成28年3月31日

草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2.（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市障害児就学指導委員会	障害児の適切な就学を図るための施策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務および障害児の保護者との相談に関する事務	30人以内

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市障害児就学指導委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 学校教育課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市障害児就学指導委員会	1年

議第30号

(仮称) 老上第二小学校の校名等の選定について草津市立小・中学校校名等選定委員会に対し諮詢するにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年4月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

(仮称) 老上第二小学校の校名等の選定について草津市立小・中学校校名等選定委員会に対し諮詢するにつき議決を求ることについて

(仮称) 老上第二小学校の校名等の選定について草津市立小・中学校校名等選定委員会に対し諮詢するにつき、本委員会の議決を求める。

記

諮詢文 別紙のとおり

(案)

草教委開校発第 号
平成27年 月 日

草津市立小・中学校校名等選定委員会委員長 様

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

(仮称) 老上第二小学校の校名等の選定について (諮問)

平成28年4月の開校を目指している (仮称) 老上第二小学校について、今後の諸準備を進めるため、新設校の校名等を選定したいと考えますので、これについて貴委員会の意見を求めます。

記

諮問内容：(仮称) 老上第二小学校の校名・校章・校歌の選定